

第 75 回 税理士試験  
〔 消費税法 〕  
解答速報



第 75 回 税理士試験 消費税法

Z-75-F [第一問] 解答

問1 -35点-

(1)(1) 用語の意義について

イ 資産の譲渡等（法2①八）[3]

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

ロ 特定資産の譲渡等

(イ) 特定資産の譲渡等（法2①八の二）[3]

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

(ロ) 事業者向け電気通信利用役務の提供（法2①八の四）[3]

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その役務の性質又は取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

(ハ) 電気通信利用役務の提供（法2①八の三）[1]

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介するものを除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の資産の譲渡等に付随して行われるもの以外のものをいう。

② 課税対象となるかどうか [10]

本件取引は、クラウド上で顧客に電子データの保存場所を提供し料金を収受するサービスであり、電気通信利用役務の提供に該当する。なお、事業として対価を得て行われる役務の提供であるため、資産の譲渡等に該当する。

また、本件取引は、事業者以外の者であっても利用できるものであることから、事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供（いわゆる消費者向け電気通信利用役務の提供）となるため、特定資産の譲渡等に該当しない。

本件取引の相手方は日本国内に住所を有する者であり、役務の提供を受ける者の住所等が国内であるため、当該役務の提供は国内取引に該当する。

よって、上記のことから本件取引は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）となるため、消費税の課税対象となる。

なお、事業者とは、個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいい、法人には外国法人が含まれる。

(2) 【納税義務の判定】[10]

A社は設立3期目の課税期間（以下「当課税期間」という。）の初日において外国法人（国外事業者）であり、当課税期間は令和6年10月1日以後に開始する課税期間である。

よって、法第9条の2の適用関係については給与等の金額による判定は適用されない。さらに、法第12の2の適用関係については基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合であるため、その事業年度は基準期間がないものとみなされ、期首資本金額が1,000万円以上であることから、A社は新設法人に該当する。

A社の当課税期間に係る納税義務の判定は以下のとおりであり、その結果、当課税期間について法第9条第1項の規定は適用されず、納税義務は免除されない。

1 基準期間（前々事業年度：令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）

0円≤1,000万円

2 特定期間（前事業年度上半期：令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）

(1) 売上高 0円≤1,000万円

(2) 紙等 外国事業者であるため適用なし

3 新設法人

(1) 基準期間はないものとみなされる。

(2) 資本金 2,000万円≥1,000万円 ∴ 納税義務あり

【根拠となる規定】

- 1 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例（法9の2①③）2

法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

なお、国外事業者以外の事業者は、その特定期間中に支払った支払明細書に記載すべき一定の給与等の合計額を特定期間における課税売上高とすることができます。

- 2 新設法人の納税義務の免除の特例 3

- (1) 外国法人が国内において事業を開始した場合（法12の2③）

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなして、下記規定を適用する。

- (2) 新設法人の納税義務の免除の特例（法12の2①）

新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（注1）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

（注1）前年等の課税売上高による特例により課税事業者となる課税期間を除く。

- (3) 新設法人（法12の2①）

その事業年度の基準期間がない法人（注2）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人をいう。

（注2）社会福祉法人等を除く。

- 3 留意点（法5①）

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

問2 －15点－

- (1) (承認の効果の生ずる課税期間について)

【課税期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31までの課税期間 2

【根拠となる規定】

課税売上割合に準ずる割合の承認手続き（令47①⑥）3

課税売上割合に準ずる割合の適用につき承認を受けようとする事業者は、課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

なお、その申請書の提出があった課税期間の末日の翌日から1月以内にその承認があったときは、その課税期間の末日に承認があったものとみなして、その割合を適用する。

- (2) (仕入控除税額の計算について)

計算方法の判定及び一括比例配分方式については、課税売上割合に準ずる割合は適用されない。

また、前々課税期間及び前課税期間において継続して一括比例配分方式により仕入控除税額の計算を行っているため、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方式によって仕入控除税額の計算を行う。

- 1 計算方法の判定 3

- (1) 課税期間における課税売上高 464,939,000円≤5億円

- (2) 課税売上割合 92%<95% ∴ 按分計算必要

- 2 仕入控除税額の計算 7

- (1) 個別対応方式

イ 合計する方法

イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合に準ずる割合（97%）を乗じて計算した金額

- (2) 一括比例配分方式

課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合（92%）を乗じて計算する方法

- (3) 有利選択

(1)又は(2)のいずれか大きい方

## Z-75-F [第二問] 解答

-50点-

### I 課税標準額に対する消費税額の計算

#### 【課税標準額】

計	算	過	程	(単位:円)
(1) 7.8%				
① 課税資産の譲渡等				
ビルBクリニック ビルB調剤薬局 自動販売機 営業車 リサイクル料金 マンションA建物 ビルB建物 ビルB建物未経過				
$8,250,000 + 2,750,000 \boxed{1} + 242,453 + (1,969,606 - 12,050) + 495,000,000 + 500,000,000 + 330,233 \boxed{1}$				
= 1,008,530,242				
$1,008,530,242 \times \frac{100}{110} = 916,845,674$				
② 特定課税仕入れ				
インターネット広告				
$50,184,347 \boxed{1}$				
③ ①+②=967,030,021→967,030,000 (千円未満切捨)				
(2) 6.24%				
総売上高 輸出売上				
$3,687,048,955 - 467,874,500 \boxed{1} = 3,219,174,455$				
$3,219,174,455 \times \frac{100}{108} = 2,980,717,087 \rightarrow 2,980,717,000$ (千円未満切捨)				
(3) (1)+(2)=3,947,747,000				
	金額			3,947,747,000円

#### 【課税標準額に対する消費税額】

計	算	過	程	(単位:円)
(1) 7.8%				
$967,030,000 \times 7.8\% = 75,428,340$				
(2) 6.24%				
$2,980,717,000 \times 6.24\% = 185,996,740 \boxed{1}$				
(3) (1)+(2)=261,425,080				
	金額			261,425,080円

## II 仕入れに係る消費税額の計算等

### 【課税売上割合】

計 算 過 程	(単位 : 円)
(1) 課 稅	
標準 軽減 輸出売上	
① 916,845,674 + 2,980,717,087 + <u>467,874,500</u> [1] = 4,365,437,261	
売上返還	
② 54,649,449 × $\frac{100}{108}$ = 50,601,341	
③ ① - ② = 4,314,835,920	
(2) 非課税	
預金利息 収益分配金 マンションA 振込手数料 ビルB老人ホーム 土地使用料 株式売却	
① 9,786 + 765,474 + <u>(30,934,530 + 2,970)</u> [1] + <u>50,000,000</u> [1] + 6,000,000 + <u>347,400,000 × 5 %</u> [1]	
リヤード料金 マンションA土地 ビルB土地 ビルB土地未経過	
+ <u>12,050 × 5 %</u> [1] + 330,000,000 + <u>550,000,000 + 82,550</u> [1] = 985,165,912	
振込手数料	
② <u>2,970</u> [1]	
③ ① - ② = 985,162,942	
(3) $\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 0.8141\cdots < 95\%$	
課税売上割合	<u>4,314,835,920円</u> <u>5,299,998,862円</u>

### 【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程	(単位 : 円)
(1) 課税期間における課税売上高 4,314,835,920 > <u>500,000,000</u> [1] ∴ 按分必要	
(2) 課税売上割合 $\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 0.8141\cdots < 95\%$	
判定結果	<input type="checkbox"/> 全額控除 <input checked="" type="checkbox"/> 個別対応方式又は 一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと 個別対応方式又は一括比例配分方式に☒を付している [1]

【仕入れに係る消費税額】

計	算	過	程	(単位:円)
(1) 課税仕入れ等の区分				
① 課税資産の譲渡等にのみ要するもの				
イ 課税仕入れ				
(イ) 7.8%				
販売通勤手当 新聞広告 販売出張旅費 宿泊税 空港サービス 販売日当				
7,697,063 + 26,560,000 + (3,819,476 - 3,000) + 8,200 + 547,000				
地代家賃 適格以外 材料酒類 製造通手 製造健康診断 製造チケット 製造消耗品				
+ (12,346,000 - 3,960,000) + 13,680,492 + 37,843,920 + 845,610 + 600,000 + 169,328,916				
製造修繕費 製造水道光熱費 試験材料酒類 書籍 電子書籍 電子版 器具等購入費				
+ 190,263,441 + 75,812,921 + 4,699,546 + (2,204,320 - 545,000 - 165,000) + 5,138,401				
飲食代 製造雑費				
+ 4,961,360 + 9,694,324 = 561,377,990				
561,377,990 × $\frac{7.8}{110}$ = 39,806,802				
(ロ) 6.24%				
材料 材料酒類 試験材料 試験材料酒類 他社製品購入費				
(456,012,654 - 13,680,492) + (57,996,973 - 4,699,546) + 7,028,244 = 502,657,833				
502,657,833 × $\frac{6.24}{108}$ = 29,042,452				
(ハ) (イ) + (ロ) = 68,849,254				
□ 80%控除対象				
地代家賃				
3,960,000 × $\frac{7.8}{110}$ × 80% = 224,640				
ハ 特定課税仕入れ				
インターネット広告				
50,184,347 × 7.8% = 3,914,379				
② その他の資産の譲渡等にのみ要するもの				
売却手数料				
13,200 × $\frac{7.8}{110}$ = 936				
③ 共通して要するもの				
イ 課税仕入れ				
(イ) 7.8%				
その他通勤手当 健康診断 福利チケット 社名広告 HP運営費用 その他出張旅費 宿泊税 その他日当				
1,225,893 + 160,600 + 120,000 + 650,000 + 5,490,000 + (713,454 - 1,500) + 103,000				
接待交際費 適格以外 他勘定振替 ビール券 通信費 國際通信 修繕費				
+ (12,065,405 - 2,346,500 - 3,450,000 - 1,100,000) + (2,172,389 - 125,500) + 1,987,603				
教育研修費 大学教授 顧問税理士 電子版新聞 雜費その他 軽減				
+ (2,756,432 - 880,000) + 1,800,000 + 431,000 + (1,237,054 - 210,755)				
水道光熱費 消耗品費 貸借料 支払手数料 マンA仲介手数料 ビルB仲介手数料 C製品不良広告				
+ 1,195,579 + 2,546,198 + 2,764,537 + 8,967,481 + 27,291,000 + 34,716,000 + 210,989,345				
C製品着払 C製品パッケージ着払 製品廃棄処分代 新車購入				
+ 4,010,680 + 13,094,400 + 784,230 + 8,201,420 = 337,359,445				
337,359,445 × $\frac{7.8}{110}$ = 23,921,851				
(ロ) 6.24%				
弁当 新聞(日刊紙) 雜費その他軽減				
754,000 + 243,000 + 210,755 = 1,207,755				
1,207,755 × $\frac{6.24}{108}$ = 69,781				
(ハ) (イ) + (ロ) = 23,991,632				

【仕入れに係る消費税額】(続き)

	計	算	過	程	(単位: 円)
□ 80%控除対象					
(イ) 7.8%					
接待交際費 大学教授講演料 雑費その他 軽減					
2,346,500 <u>1</u> + 880,000 <u>1</u> + (870,000 - 181,700) = 3,914,800					
3,914,800 × $\frac{7.8}{110} \times 80\% = 222,075$					
(ロ) 6.24%					
雑費その他軽減					
181,700 × $\frac{6.24}{108} \times 80\% = 8,398 1$					
(ハ) (イ) + (ロ) = 230,473					
④ 合 計					
イ 課税仕入れ					
(イ) 7.8%					
561,377,990 + 13,200 + 337,359,445 = 898,750,635					
898,750,635 × $\frac{7.8}{110} = 63,729,590$					
(ロ) 6.24%					
502,657,833 + 1,207,755 = 503,865,588					
503,865,588 × $\frac{6.24}{108} = 29,112,233$					
(ハ) (イ) + (ロ) = 92,841,823					
□ 80%控除対象					
(イ) 7.8%					
3,960,000 + 3,914,800 = 7,874,800					
7,874,800 × $\frac{7.8}{110} \times 80\% = 446,715$					
(ロ) 6.24%					
8,398					
(ハ) (イ) + (ロ) = 455,113					
ハ 特定課税仕入れ					
3,914,379					
(2) 個別対応方式					
68,849,254 + 224,640 + 3,914,379 + (23,991,632 + 230,473) × $\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 92,707,976 1$					
(3) 一括比例配分方式					
(92,841,823 + 455,113 + 3,914,379) × $\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 79,141,691 1$					
(4) 判 定					
(2) > (3) ∴ 92,707,976				金額	92,707,976円

**【仕入れに係る消費税額の調整】**

計 算	過 程	(単位 : 円)
(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)		
(1) 調整対象固定資産の判定		
ソフトウェア $31,500,000 \times \frac{100}{110} = 28,636,363 \geq 1,000,000 \therefore \boxed{1}$		
(2) 著しい変動の判定		
① 仕入れ時の課税売上割合		
$\frac{3,245,287,552}{3,260,120,198} = 0.9954\cdots$		
② 通算課税売上割合		
イ $3,245,287,552 + 3,452,433,566 + 4,314,835,920 = 11,012,557,038$		
ロ $3,260,120,198 + 3,551,928,722 + 5,299,998,862 = 12,112,047,782$		
ハ $\frac{\text{イ}}{\text{ロ}} = 0.9092\cdots$		
③ 変動差 $\text{①} - \text{②} = 0.0862\cdots \geq 5\%$		
④ 変動率 $\frac{\text{③}}{\text{①}} = 0.0866\cdots < 50\%$		
$\boxed{1} \quad \therefore \boxed{1}$		

【仕入れに係る消費税額の調整】(続き)

計	算	過	程	(単位 : 円)
(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)				
(1) 居住用賃貸建物の判定				
① マンションA				
$420,000,000 + 330,233 = 420,330,233$				
$420,330,233 \times \frac{100}{110} = 382,118,393 \geq 10,000,000 \therefore \text{該当する} \boxed{1}$				
② ビルB				
$120,000,000 + 380,000,000 = 500,000,000$				
$500,000,000 \times \frac{100}{110} = 454,545,454 \geq 10,000,000 \therefore \text{該当する} \boxed{1}$				
※ 合理的区分により居住用賃貸部分税額控除適用なし				
設計料				
$380,000,000 - 8,000,000 \times \frac{380,000,000}{120,000,000 + 380,000,000} = 373,920,000$				
(2) マンションAの調整				
① 課税譲渡等割合				
建物売却額				
イ 課 稅 $495,000,000 \times \frac{100}{110} = 450,000,000$				
当期 振込手数料 前々期 前期				
ロ 非課税 $(30,934,530 + 2,970 - 2,970) + 6,875,000 + 41,250,000 = 79,059,530$				
ハ $\frac{\text{イ}}{\text{イ} + \text{ロ}} = \frac{450,000,000}{529,059,530} = 0.8505\cdots$				
② 調整税額				
イ $420,330,233 \times \frac{7.8}{110} = 29,805,234$				
ロ $29,805,234 \times \frac{450,000,000}{529,059,530} = \underline{25,351,315} \boxed{1}$				
(3) ビルBの調整				
① 課税譲渡等割合				
建物売却額 未経過				
イ 課 稅 $(500,000,000 + 330,233) \times \frac{380,000,000}{120,000,000 + 380,000,000} \times \frac{100}{110} = 345,682,706$				
当期 前期				
ロ 非課税 $50,000,000 + 50,000,000 = 100,000,000$				
ハ $\frac{\text{イ}}{\text{イ} + \text{ロ}} = \frac{345,682,706}{445,682,706} = 0.7756\cdots$				
② 調整税額				
イ $373,920,000 \times \frac{7.8}{110} = 26,514,327$				
ロ $26,514,327 \times \frac{345,682,706}{445,682,706} = \underline{20,565,178} \boxed{1}$				
(4) 合 計				
(2)+(3)=45,916,493				
(5) 調整後の仕入れに係る消費税額				
92,707,976 + 45,916,493 = 138,624,469				
調整税額				
45,916,493円				
調整後の仕入れに係る消費税額				
138,624,469円				

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計	算	過	程	(単位 : 円)
売上値引 C製品				
14,247,289 + 40,402,160 = 54,649,449				
$54,649,449 \times \frac{6.24}{108} = 3,157,523$				
金額				
3,157,523円				

**【貸倒れに係る消費税額】**

計	算	過	程	(単位：円)
製品販売 $475,431 \times \frac{6.24}{108} = 27,469$			金額	[1] 27,469円

**III 差引税額又は控除不足還付税額の計算**

**【差引税額又は控除不足還付税額】**

計	算	過	程	(単位：円)
課標消 仕入税額 売返税額 貸倒税額 261,425,080 - (138,624,469 + 3,157,523 + 27,469) = 119,615,619 → 119,615,600 (百円未満切捨)			金額	119,615,600円

**IV 中間納付税額の計算**

計	算	過	程	(単位：円)
<b>【中間申告の要否の判定】</b>				
$\frac{107,164,200}{12} = 8,930,350 > 4,000,000 \therefore$ 適用あり [1]				
三月中間申告、六月中間申告は適用なし				
<b>【中間納付税額】</b>				
8,930,300(百円未満切捨) × 11 = 98,233,300			金額	[1] 98,233,300円

**V 納付税額又は中間納付還付税額の計算**

**【納付税額又は中間納付還付税額】**

計	算	過	程	(単位：円)
差引税額 中間納付税額 119,615,600 - 98,233,300 = 21,382,300			金額	[1] 21,382,300円

### ●合否のポイント

今回の本試験は、〔第一問〕(理論)は2題形式での出題であったが、〔第二問〕(計算)は久しぶりの1題形式での出題であった。また、例年どおり各問ごとに配点が付されている。

理論は、外国法人が行った消費者向け電気通信利用役務の提供に関する事例理論であった。さらに外国法人(国外事業者)に係る納税義務の免除の特例の見直し(令和6年度改正)が出題された。

計算は、1題形式での出題であったため、納付税額まで算出してほしいところであるが、例年どおり解答ボリュームは多かったと思われるため時間内の解答は厳しいと考えられる。

取引分類及び課税仕入れ等の区分に悩む箇所もあったが、平易な箇所も比較的多くあり、こういった基礎論点でしっかり得点することが重要であろう。

いずれにしろ〔第一問〕及び〔第二問〕とも時間配分に留意し、一方に偏り過ぎず満遍なく解答を行えたかどうかが合否のポイントといえよう。

### ●合格ライン

#### 〔第一問〕(理論)

問1 (1)では「資産の譲渡等」及び「特定資産の譲渡等」の意義で確実に得点し、本件取引との当てはめ、そして結論を合わせることが重要となる。

(2)では、外国法人(国外事業者)に係る改正は対策をしていた受験生は多いため、高得点が必要となるであろう。しかし、規定等をどこまで解答するか迷うものと考えられる。また、規定を解答出来ていなくても、納税義務の判定を順序よく説明出来ていれば一定の加算をしても良い。

全体的には解答しやすい問題といえるため、解答した箇所でしっかりと得点して欲しい問題である。

合格確実ラインは30点前後、ボーダーラインは27点前後、であると思われる。

問2 課税売上割合に準ずる割合に関する事例問題であった。

(1)における承認の効果の生ずる課税期間の解答のしにくさ、(2)における解答範囲の決定に迷うであろう。

しかし、事例に合わせてそれぞれの適用要件を満たしているか否かを順を追って説明していれば模範解答のようにならなくても問題はない。また、規定をベースに解答を作成した場合であっても加点を考えても良い。

合格確実ラインは10点前後、ボーダーラインは8点前後、であると思われる。

〔第一問〕としては、

合格確実ラインは40点前後、ボーダーラインは35点前後、であると思われる。

#### 〔第二問〕(計算)

博覧会のチケット購入、居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の調整など、難易度が高い箇所があった。

「ビルB」に係る調整は、資料の読み取りや解釈から別解も考えられるであろう。また、「雑費」も与えられた資料から、軽減税率適用分や適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ分などを正確に拾い上げることが困難であり、別解が考えられる。

全体的には例年に比べ比較的解きやすい問題であったと思われる。

合格確実ラインは40点前後、ボーダーラインは35点前後、であると思われる。

理論及び計算の解答バランスを考慮すると全体では、合格確実ラインは78点前後、ボーダーラインは70点前後になるとと思われます。

### ●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
70 点以上	—	次の科目に進みましょう。
65 点～69 点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
51 点～64 点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
50 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



# 夏の税理士オンライン特別セミナー

## ～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を開催しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

### セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

### こんな方にオススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

### 要予約

※各セミナー  
先着400名まで

Zoomでライブ配信！

ご予約はこちら



### ●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00 ~ 11:00 	8/19 (火) 19:30 ~ 20:30 	8/22 (金) 19:30 ~ 20:30 
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30 ~ 20:30 	8/24 (日) 10:00 ~ 11:00 	8/21 (木) 19:30 ~ 20:30 
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

## ～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

ミニ税法（酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法）は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

### セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

### こんな方にオススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

### TAC税理士講座 ホームページで配信！

ご視聴はこちら



### セミナー担当講師

TAC税理士講座講師  
固定資産税



松葉 貴

配信予定：8/8(金)～

どこよりも早い分析！

この夏の就職市場を斬る！

### 要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！

ご予約はこちら



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今までに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

### セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

### こんな方にオススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

### セミナー担当

TACプロフェッショナル  
人材コンサルタント



小倉 亮介

開催日時：  
8/14(木) 19:30～20:30

# 本試験の振り返りが 次のスタートに活きる!

■本試験後の  
**「受験プランニング」** ➞



■令和7年度(第75回)税理士試験  
**「解答解説会動画」** ➞



8/11(月祝)  
12:00より  
公開予定

＼＼さらに／／

## 令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験  
**「解答への道」**



本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の  
報告はこちら

■令和7年度(第75回)税理士試験  
**「本試験分析会動画」**

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)



本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で  
合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!  
**「科目別合格体験記」**

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。  
今後の科目選択や学習にお役立てください。

8/15(金)  
より  
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から  
抽選で**500名**に「選べるe-GIFT 5,000円分」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします（2025年10月下旬送信予定）。